

## 第11回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 議事概要

日時：平成29年2月13日（月）13：30～15：30

場所：中央合同庁舎第3号館11階 特別会議室

出席委員：山内委員長、酒井委員長代理、安部委員、國谷委員、河野委員、志村委員、住野委員、松田委員、三浦委員、村木委員、島倉委員（代理出席）

議事次第に沿って、事務局から資料の説明後、意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- 各種対策の効果について、評価指標を立ててフォローアップしていくべき。
- 資料には85項目中71項目「実施済」とあるが、着手されたのみで実施はこれからという印象。
- 高速乗合バスの安全性確保等、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議で検討されてきた事項については当委員会でフォローアップを行うことになるのか。
- 適正化機関における巡回指導の方法や巡回指導員の構成の検討状況は。指導員がバス会社OBでは公正性が担保できないのではないか。
- 事業者から適正化機関への負担金支払をどう担保するのか。
- パンフレット等への貸切バス事業者名の掲載をはじめ、措置が末端まで行き渡らない実情がある。旅行業の登録更新の際の講習受講義務付け等を検討してほしい。
- インバウンド旅行客は、より安価なバスツアーを選択してしまうのではないか。
- 行政処分情報等が国のHPで公表されているが、該当ページが分かりづらく改善が必要。
- 乗車後の利用者に運行の様子を確認するアンケート調査を行ってはどうか。
- シートベルトの着用は利用者個人の自己責任なのか。着用を促すための工夫が必要ではないか。
- 貸切バスの運行管理者資格者証の取得方法が試験合格に限定されたことを踏まえ、試験回数を増回すべき。
- 特に夜間中間点呼の実施等について、実効性の担保が重要。
- 個人旅行の外国人旅行客を対象に、バスより小型の車両（ミニバン）を使って白バス行為を働く者も現れてきているとの話もある。こうした者に対しても目を光らせることが必要ではないか。
- 前年に行政処分を受けた事業者の増車を禁止してはどうか。
- 優良な事業者が評価されるようなインセンティブが必要。

以上